兵庫県学校厚生会 学校園サポート人材バンク設置要領

1 目的

この要領は、兵庫県学校厚生会厚生事業運営細則第27条の規定に基づき、所属所(現職会員)の支援や児童・生徒との関わりを通じて退職会員の自発的な生きがいづくりの実現を図るため、兵庫県学校厚生会(以下「厚生会」という。)が退職会員に活躍の機会を提供することを目的に「兵庫県学校厚生会学校園サポート人材バンク」(以下「人材バンク」という。)を設置し、その運営のために必要な事項を定めることを目的とする。

2 事務局

人材バンクの事務局は第1事業部に設置し、サポート人材(退職会員)の募集・登録・紹介、サポート活動登録要請(所属所)の受付・掲示・紹介、その他、人材バンクの設置及び運営に関して必要な事務を行う。

3 人材バンクの概要

(1) サポート人材(退職会員)の募集・登録・紹介

厚生会が、退職会員に対し、所属所でサポート活動を行う人材を募集し、応募があった退職会員の情報を厚生会が設置する人材バンクに登録、その情報を希望する所属所にメール配信してサポート人材を紹介する。

(2) サポート活動登録要請(所属所)の受付・掲示・紹介

所属所が(1)で希望する人材が見つからない場合、厚生会は所属所の希望するサポート活動内容等を受付し、その情報を厚生会公式サイト「スマイルポート」(以下「公式サイト」という。) に掲示することで、退職会員に紹介する。

退職会員から要請に応じられる旨の連絡があれば、厚生会が登録者を要請所属所に紹介する。

4 サポート人材(退職会員)の募集・登録

(1) 対象者

退職会員で、知識・経験や特技等を活かし、所属所でサポート活動を行うために人材バンクに 登録を希望する者とする。

(2) サポート活動の内容

退職会員が希望する内容とし、免許や資格が必要な内容に限らず、所属所(現職会員)の支援につながる様々な内容を想定する。

(3) 募集

募集案内チラシや「兵庫県学校厚生会 学校園サポート人材バンク登録申込書(様式1)」(以下「登録申込書」という。)を広報誌「ふれあい」と公式サイトで広報し、退職会員の加入機会(退職予定者対象説明会)、幹事・世話係会や退職会員福祉コミュニティ活動時、65歳前後対象セカンドライフプランセミナーなど退職会員の集会時、退職会員宅訪問時、運営委員会等で周知し、募集する。

(4) 受付・登録

厚生会に送付または送信された登録申込書は年間を通じて受け付け、人材バンクに登録する。 なお、登録有効期限は年度末とし、登録者が登録継続を希望する場合は、登録申込書を再度送 付または送信する。

(5) 登録内容の変更・取消

登録者が登録内容の変更や登録の取消しを希望する場合は、速やかに厚生会へ連絡し、厚生会は人材バンクに登録した内容を変更、取消しをする。

5 サポート人材(退職会員)の紹介

(1) 対象所属所

サポート人材の紹介を希望し、厚生会へ情報配信先のメールアドレス(所属所の管理職)を連絡した所属所とする。

(2) 登録者情報の配信

人材バンク登録者情報(様式2)は、人材バンク利用の申し出があった所属所の管理職に「兵庫県学校厚生会 学校園サポート人材バンク登録者情報配信希望書(様式3)」(以下「配信希望書」という。)の提出(有効期限は年度末)を求め、記載のメールアドレスへ、定期的(当初は月1回)に配信する。

なお、所属所の希望があれば、随時配信する。また、情報配信先の変更や取消しを希望する場合は、速やかに厚生会へ連絡する。

(3) 紹介依頼の受付

厚生会は、配信された人材バンク登録者情報の中から所属所が希望する人材の紹介依頼を受け付ける。

(4) 登録者個人情報の配信

厚生会は、登録者の個人情報(名前、携帯電話番号、メールアドレス)を配信し、所属所は、 サポート活動の依頼を検討して可否を厚生会に連絡する。

なお、厚生会からの配信先は所属所とし、依頼に際し教育委員会との調整が必要な場合は所属 所が行う。

(5) 登録者への通知 (所属所からの依頼がある場合)

厚生会は、所属所からの連絡後、紹介依頼のあった登録者へ所属所から連絡があること、および4(5)についてメール通知する。ただし、所属所からの依頼がない場合は通知しない。

(6) 所属所と登録者の打合せ

所属所は、速やかに登録者へ連絡し、サポート活動等の打合せを行う。 なお、成立・不成立等打合せ結果について、所属所はすみやかに厚生会へ報告する。

6 サポート活動登録要請(所属所)の受付・掲示・紹介

(1) 所属所への周知

人材バンクの説明チラシや配信希望書、「兵庫県学校厚生会 学校園サポート人材バンク活動 登録要請書(様式4)」(以下「登録要請書」という。)を広報誌「ふれあい」、公式サイト及び「今 月のお知らせ(通知)」で広報し、校長会及び教頭会等の諸会議や所属所訪問、運営委員会等で 周知する。

(2) 所属所からの登録要請受付・情報の掲示

所属所が人材バンク登録者情報で希望する人材が見つからず、サポート活動の登録要請を希望する場合は、登録要請書を厚生会に送信する。厚生会は、登録要請情報として公式サイトに掲示する。

なお、掲示有効期限は年度末とし、所属所が掲示継続を希望する場合は、登録要請書を再度送信する。

(3) 退職会員からの連絡受付・所属所への紹介

退職会員から、掲示内容の要請に応じられる旨の連絡が厚生会に入った場合、厚生会は該当会員の人材バンク登録情報を確認し、登録済みの場合は(未登録の場合は登録申込書の受付・登録後)該当所属所に登録者の個人情報(名前、携帯電話番号、メールアドレス)を配信し、所属所は、サポート活動の依頼を検討して可否を厚生会に連絡する。

なお、厚生会からの紹介先は所属所とし、依頼に際し教育委員会との調整が必要な場合は所属 所が行う。

(4) 登録者への通知 (所属所からの依頼の有無に関わらず)

厚生会は、所属所からの連絡後、要請に応じられる旨の連絡があった人へ、所属所からの連絡 の有無をメール通知する。

(5) 所属所と登録者の打合せ

所属所は、速やかに登録者へ連絡し、サポート活動等の打合せを行う。 なお、成立・不成立等打合せ結果について、所属所はすみやかに厚生会へ報告する。

(6) 登録要請情報の変更・取消

所属所が登録要請情報の変更や、取消しを希望する場合は、速やかに厚生会へ連絡し、厚生会は公式サイトに掲示の情報を変更、取消しをする。

7 その他

(1) 活動条件

報酬や交通費の有無、傷害等保険の加入などサポート活動の条件は、所属所(教育委員会)と 退職会員の間で決定するものとする。

なお、保険の取扱いについて、厚生会は保険料を負担せず、兵庫県社会福祉協議会の「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」または厚生会の「団体総合生活補償保険傷害型」を案内する。

(2) 実績等の把握

人材バンクの実績管理は登録・紹介件数で行うこととする。また、人材バンクの成果・課題を 把握し、次年度への改善に活かすため、すべての人材バンク登録者と配信希望所属所に対してア ンケートを行う。

8 補則

この要領に定めるもののほか、人材バンクの設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、2023年3月1日から施行する。

附則

1 この要領は、2023年10月1日から施行する。

様式索引

様式番号	様式の名称		
様式1	兵庫県学校厚生会	学校園サポート人材バンク	登録申込書
様式2	兵庫県学校厚生会	学校園サポート人材バンク	登録者情報
様式3	兵庫県学校厚生会	学校園サポート人材バンク	登録者情報配信希望書
様式4	兵庫県学校厚生会	学校園サポート人材バンク	活動登録要請書

〈参考〉 人材バンクのフロ一図

別紙のとおり